

賠償責任保険 共同保険に関する特約

<目次>

第1条（この特約の適用条件）

第2条（独立責任）

第3条（幹事少額短期保険業者の行う事項）

第4条（幹事少額短期保険業者の行為の効果）

第5条（保険契約者等の行為の効果）

第6条（普通約款等の読み替え）

第7条（準用規定）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者がこの特約について合意がある場合に適用します。

第2条（独立責任）

この保険契約は、保険証券等記載の少額短期保険業者による共同保険契約であって、保険証券等記載の少額短期保険業者は、保険証券等記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第3条（幹事少額短期保険業者の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事少額短期保険業者として指名した少額短期保険業者は、保険証券記載の全ての少額短期保険業者のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の少額短期保険業者の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事少額短期保険業者の行為の効果）

この保険契約に関し幹事少額短期保険業者が行った第3条（幹事少額短期保険業者の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての少額短期保険業者がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事少額短期保険業者に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての少額短期保険業者に対して行われたものとみなします。

第6条（普通約款等の読み替え）

1 普通約款第3条（お支払いする保険金の額）第1項および第2項について、「1000万円」とあるのは、「1000万円に保険証券記載の少額短期保険業者の数を乗じた金額」と読み替えて適用します。

第7条（準用規定）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこれに付帯された特約条項の規定を準用します。